

令和5年度 第1回

船橋市健康保育研究協議会 資料

(議題)

- 1、船橋市登園許可証明書及び船橋市登園届の一部改訂について

令和5年9月

保育運営課

< 目 次 >

1. はじめに	1
2. 協議していただきたい事項	2～3
(案) 船橋市登園届 (保護者記入)	5～6
(案) 船橋市登園許可証明書	7
3. 平成 24 年度第 1 回船橋市健康保育研究協議会まとめ	9～12
船橋市登園許可証明書	13
船橋市登園届 (保護者記入)	15
4. 参考資料	17
他市の状況	18
登所・登園 許可証明書 (千葉市版) 千葉市	19
臨時 登所・登園届 (保護者記入) 千葉市	21
意見書 (医師記入) 柏市	23～24
登園届 (保護者記入) 柏市	25～26
インフルエンザ経過報告書の提出について 柏市	27
新型コロナウイルス感染症経過報告書の提出について 柏市	29
習志野市登所・登園許可証明書 (医師記入) 習志野市	31
習志野市登所・登園届 (保護者記入) 習志野市	33

1. はじめに

平成 24 年度の健康保育研究協議会にて、船橋市登園許可証明書及び登園届を作成いたしました。

令和 4 年 11 月 8 日付厚生労働省より、「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた保育所等における感染症対策の徹底について」において、「医療機関のひっ迫を回避するため、保育所等において医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと」という通知があり、現在も季節性インフルエンザに罹患した後、登園許可証明書については提出を求めておりません。

また、令和 5 年 5 月 2 日付こども家庭庁「保育所における感染症ガイドラインの一部改訂について」の通知において、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置づけが、令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症に見直されることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の「登園のめやす」が設定されました。このことを受け、令和 5 年 5 月 17 日付船保運第 296 号において、登園許可証明書の改訂をしたところです。

今冬のインフルエンザ流行期の前に、今後の保育園における感染症対策へのご指導、ご教示をいただく機会にしたいと思います。

令和 5 年 9 月
船橋市保育運営課

2. 協議していただきたい事項

議題「船橋市登園許可証明書及び船橋市登園届の一部改訂について」

(1) 「インフルエンザ」について

これまで、インフルエンザは医師が記入する「船橋市登園許可証明書（以下「登園許可証明書」とする。）」に含まれる感染症として、インフルエンザと診断された場合は、一定の療養期間を経過した後、医療機関へ再度受診し、登園許可証明書を書いていただき、保育所等に再登園してもらうこととしていました。

現在は、国からの通知に基づき登園許可証明書の提出を求めておらず、診断時に医師から療養期間の指示を受け、療養期間中、保護者が子どもの症状の確認をし、再登園の際には、保護者と保育園で発症日や療養期間を確認後、保育園で受け入れをしています。

今季のインフルエンザ流行期に備え、今後のインフルエンザ罹患時の対応についてご教示いただきたいと存じます。

【回答票にご記載ください】

- ① 今後も登園許可証明書が必要（医師記入）
- ② 今後は登園届でよい（保護者記入）
※「(案) 船橋市登園届」を作成いたしましたので、ご意見をお願いします。
- ③ その他

(2) 「新型コロナウイルス感染症」について

令和5年5月、医師が記入する「登園許可証明書」に追加したところではありますが、これまで「登園許可証明書」をもらっていなかったことに対し、療養期間終了後に再度医療機関へ受診し、登園の許可をもらいに行くことについて、保護者の理解を得ることに苦慮するケースもあります。

登園許可証明書をもらうためだけの受診となると、今後の流行状況によっては医療機関のひっ迫となる可能性があります。

引き続き、「登園許可証明書」をもらうこととするのか、もしくは一定の療養期間が明記されているため、保護者が記入する「登園届」とすることが良いのか、ご教示いただきたいと存じます。

【回答票にご記載ください】

- ① 引き続き登園許可証明書が必要（医師記入）
- ② 今後は登園届でよい（保護者記入）
※「(案) 船橋市登園届」を作成いたしましたので、ご意見をお願いします。
- ③ その他

(3) 「ヒトメタニューモウイルス感染症」の対応について

現在は登園許可証明書にも登園届にも含まれておりませんが、診断を受けるケースが増え、現在はRSウイルスと同様に、保育園では保護者に登園届に記入してもらっております。保育施設からは、ヒトメタニューモウイルス感染症について登園の目安等明記してほしいという意見もあります。こども家庭庁の「保育所における感染症ガイドライン」には載っていないため、登園届に追加するか否か、また登園届に追加するとした場合、「(案) 船橋市登園届」について、ご意見をお願いいたします。

【回答票にご記載ください】

- ① 登園届に追加したほうがよい（保護者記入）
※「(案) 船橋市登園届」についてご意見を申し上げます。
- ② 登園届は不要
- ③ その他

(4) その他ご意見

登園許可証明書及び登園届について、ご意見がありましたらお願いします。

(案)

船橋市登園届(保護者記入)

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については一定の療養期間を経過すること、下表の感染症については「登園のめやす」を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

保育園長あて	
	クラス名 _____
	園児氏名 _____
(受診日)令和 年 月 日、(医療機関名) _____ において 診断され、症状が回復し集団生活に支障がない状態と判断しましたので登園します。	
令和 年 月 日 保護者氏名 _____	

【インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の療養期間の数え方】 ※裏面参照

発熱、呼吸器症状などの症状が出現した日を発症日 0 日目とし、症状がみられた翌日から 1 日目、2 日目…と数える。同様に、解熱及び症状軽快した日を 0 日目とし、症状が軽快した翌日から 1 日目と数える。

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	インフルエンザ(A・B)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
		発症した日: 月 日 解熱した日: 月 日
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
		発症した日: 月 日 症状が軽快した日: 月 日
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス感染症※	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	ヒトメタニューモウイルス感染症※	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化していること
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※診断のために検査を受けなければならないということではありません。

インフルエンザの登園停止期間の数え方

その症状がみられた日は算定せず 0 日目とし、その翌日を 1 日目とします。

インフルエンザに罹患後、登園可能となるのは「発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過していること」です。

例1	発症日	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 5 日経過 した後
	0 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日
発症後 1 日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	解熱後 4 日目	解熱後 3 日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例2	発症日	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 5 日経過 した後
	0 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日
発症後 2 日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	解熱後 3 日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例3	発症日	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 5 日経過 した後	発症後 5 日経過 した後
	0 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日
発症後 3 日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	解熱後 3 日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

途中で再度発熱した場合

例 4	発症日	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 5 日経過 した後	発症後 5 日経過 した後
	0 日	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日
途中で再度発熱し、発症後 3 日目に解熱した場合	発熱	解熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	解熱後 3 日目	解熱後 3 日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

(案)

船橋市登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

船橋市では、健康保育研究協議会において園児の健康回復、感染拡大の防止の観点から協議し、一部見直しを行い改訂いたしました。

園名 _____ 保育園 _____ 園児氏名 _____

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウイルス感染症）	主な症状が消失した後2日経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬服薬後24～48時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う

上記の疾患で 令和 年 月 日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

* 保育園生活での注意事項

(_____)

証明日：令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

印

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」参考
令和5年 月 日改訂：船橋市作成

平成24年度第1回健康保育協議会まとめ

1. 議題：「学校保健安全法一部改正にから、船橋市の登園証明及び登園基準について」
～公私立保育園によるアンケートの実施から～

※ 詳細は添付資料を参照

2. 協議事項

- ① 学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、第2種感染症の出席停止期間の基準の変更を受けて、今後の船橋市の第2種感染症の対応について
- ② 船橋市独自で登園証明書の提出をお願いしている「溶連菌感染症」「伝染性膿痂疹」の対応について
- ③ 厚生労働省発行の「保育園における感染症対策ガイドライン」に、医師の意見書及び保護者の登園届（保護者が記入する登園届）の雛形が載っていますが、船橋市の保護者の登園届の考え方について
- ④ その他（保育へのご教示及びアドバイスをお願いいたします）
 1. インフルエンザの登園の目安について、正しい捉え方についてご教示いただきたい。
 2. 皮膚がジクついている伝染性膿痂疹で、「(患部を) 覆わなくてよい」との見解で保育園に登園を許可されるケースの対応について。また、水痘で、一部痂皮形成の状態に登園を許可されるケースの対応について。
(ガーゼで手当しても、テープにかぶれたり、浸出液がガーゼからシミ出して、再交換するが悪化してしまうようなことがある)
 3. 手足口病で、発熱はないが食事が摂れない状態で登園するケース。
発疹が消退していても食事が摂れない状態が数日続くことが多いため、対応に苦慮する。
 4. 感染性胃腸炎の有症状者で、発熱はないが下痢が続いていても登園するケース。
集団で感染が広がることや、子どもの臀部が皮膚炎でただれていたり、普通食が摂れないケースがあり対応に苦慮する。
 5. 伝染性紅斑の発症があった場合の、妊娠初期の母親への配慮の必要性について。
(保育園を利用する保護者は、妊娠の可能性のある年齢層にあたるため。普段は、発症があれば園内掲示をして保護者を含めた感染予防の注意喚起をするが、保護者の発症クラスへの入室等を遠慮していただくなどの対応が必要でしょうか)

3. 決定事項 (●印：決定事項)

- ①「学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、第2種感染症の出席停止期間の基準の変更を受けて、今後の船橋市の第2種感染症の対応について」
- 学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、船橋市の保育園においても学校保健安全法に準じるものとする。

<学校保健安全法に一部改正に伴う変更点（感染症の予防方法について、関係する部分を抜粋）>

第2種感染症の出席停止期間（学校保健安全法施行規則，2012年4月改正）

病名	変更前	変更後
インフルエンザ (幼児)	解熱した後2日を経過するまで	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失するまで	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
※髄膜炎菌性髄膜炎 ※新規に第2種感染症に追加された		病状により学校医等において感染の恐れがないと認められるまで

- ②「船橋市独自で登園証明書の提出をお願いしている「溶連菌感染症」「伝染性膿痂疹」の対応について」

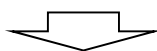
- 溶連菌感染症及び伝染性膿痂疹（とびひ）の診断を受けた場合は、引き続き登園証明書を保育園に提出するものとする。（船橋市独自の方針とする）

(主な理由)

- ・溶連菌感染症について：治療（抗生剤を一定期間内服する）をすれば良くなる疾患であり、「治療を続けながら保育園の登園は可能である」という観点から登園証明書を提出してもらおう。※抗生剤内服開始後24時間以上経過していることで感染力が低下する
- ・伝染性膿痂疹（とびひ）：保育園からの受診勧奨にもかかわらず、保護者が受診をしないで症状が悪化するケースが多いことや、診療科によって治療方針が違

うこともあり登園の判断について曖昧になりやすく、集団的に感染が広がるリスクがあることから登園証明書を提出してもらう。

- ③「手足口病で、発熱はないが食事が摂れない状態で登園するケース。
発疹が消退していても食事が摂れない状態が数日続くことが多いため、対応に苦慮する」
- 医師が記載する登園証明書（第2種感染症（登園証明書の必要な感染症）と溶連菌感染症・伝染性膿痂疹）と保護者が記載する登園届の書式を作る。
 - ・保護者や市にとっても書きやすい書式であること。
 - ・解りやすく、感染症についての認識をしてもらうことを目指した内容であること。



次回の健康保育研究協議会で協議する。

- ④-1
「インフルエンザの登園の目安について、正しい捉え方についてご教示いただきたい」
- インフルエンザの登園の一つの目安として：朝から夕まで一度も発熱がない日が2日間（学校保健安全法改定後、幼児は3日）あり、かつ普通に食事が摂れていること。
- ④-2
「皮膚がジクついている伝染性膿痂疹で、「(患部を) 覆わなくてよい」との見解で保育園に登園を許可されるケースの対応について。また、水痘で、一部痂皮形成の状態に登園を許可されるケースの対応について
(ガーゼで手当しても、テープにかぶれたり、浸出液がガーゼからシミ出して交換するが悪化してしまうようなことがある)
- 皮膚がジクついている伝染性膿痂疹の対応は、原則としてガーゼ等で覆う。
- ④-3
「手足口病で、発熱はないが食事が摂れない状態で登園するケース。
発疹が消退していても食事が摂れない状態が数日続くことが多いため、対応に苦慮する」
- 厚生労働省ガイドラインの保護者用の登園届の雛形にあるように、「普段の食事が摂れる」ことが目安であることでよいのでは。
- ④-4
「感染性胃腸炎の有症状者で、発熱はないが下痢が続いていても登園するケース。
集団で感染が広がることや、子どもの臀部が皮膚炎でただれていたり、普通食が摂れないケースがあり対応に苦慮する」
- ④-3に同じ。

④－5

「伝染性紅斑の発症があった場合の、妊娠初期の母親への配慮の必要性について」
(保育園を利用する保護者は、妊娠の可能性のある年齢層にあたるため。普段は、
発症があれば園内掲示をして保護者を含めた感染予防の注意喚起をするが、保護
者の発症クラスへの入室等を遠慮していただくなどの対応が必要でしょうか)

- 発疹が出ている段階では感染力は無い(集団の中にウイルスが存在する可能性はあるが)ので、発症した段階で対応したとしても有効性に欠ける。

しかし、知識を持たない妊婦等に啓発していくという観点では、疾患に関する情報を掲示等で周知していくことはよい。

4. まとめ

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、船橋市の保育所における登園停止期間の基準及び登園証明書の必要な疾患は、学校保健安全法に準じる。2. 船橋市独自の感染症予防法として、溶連菌感染症、伝染性膿痂疹(とびひ)について、現行通り登園証明書の提出が必要な疾患とする。3. 医師が記載する登園証明書と保護者が記載する登園届については継続審議とする。 |
|--|

船 橋 市 登 園 届 (保護者記入)

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。

保育園は、入所児童がよくかかる下記感染症については、「登園のめやす」を参考にされ、医師の診断にしたがい登園届の提出をお願いいたします。

なお、保育園での集団生活に適応できるように、全身状態が良好であることが基準となりますので、登園するにはご配慮ください。

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

登 園 届	
_____ 保育園長あて _____	
	クラス名 _____
	園児氏名 _____
病名「 _____ 」と診断され	
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 医療機関名「 _____ 」において	
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	保護者氏名 _____

*** 医師の診断を受けて、保護者の方が記入する登園届が必要な感染症**

該当疾患に○	疾 患 名	登 園 の め や す
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より ※一部「学校保健安全法施行規則準用
平成24年12月実施：船 橋 市 作 成

5. 参 考 資 料

- ・ 他市の状況
- ・ 千葉市
 - 登所・登園 許可証明書（千葉市版）
 - 臨時 登所・登園届（保護者記入）
- ・ 柏市
 - 意見書（医師記入）
 - 登園届（保護者記入）
 - インフルエンザ経過報告書の提出について
 - 新型コロナウイルス感染症経過報告書の提出について
- ・ 習志野市
 - 習志野市登所・登園許可証明書（医師記入）
 - 習志野市登所・登園届（保護者記入）

他市の状況

令和5年8月現在

	インフルエンザ			新型コロナウイルス感染症		
	登園許可証明書 (医師記入)	登園届 (保護者記入)		登園許可証明書 (医師記入)	登園届 (保護者記入)	
千葉市		○ (一時的に)	もともと登園許可証明書に入っていたが、令和4年11月の通知があつてから、現在は一時的に登園届にしている。		○ (臨時的に)	令和5年5月に保育所における感染症ガイドラインにおいて「意見書」に新型コロナウイルスが含まれたため、登園許可証明書に含めたが、現在は医療機関のひっ迫を避けるために臨時的に登園届にしている。
市川市		○	もともと登園許可証明書に入っていたが、令和4年11月の通知があつてから、現在も引き続き提出を求めている。		○	県に確認し、必ずしももらわなければならないということではないので、保護者に登園届を記入してもらっている。
習志野市		○	もともと登園届に入っている。		○	インフルエンザと同様、療養期間が決まっているため、登園届に記入してもらっている。
柏市		○	もともと登園許可書入っていたが、令和4年11月の通知があつてから、「インフルエンザ経過報告書」を作成し、保護者に記入してもらっている。		○	新型コロナウイルス感染症が発生してからも「登園許可書」を求めていなかった。インフルエンザ同様「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を作成し、保護者に記入してもらっている。
松戸市	○		初診時に意見書を記入してもらう。医療機関によって初診時に書いてもらえない場合は、治ってから再受診することはしてもらわず、保護者に登園届に記入してもらっている。		○	登園届に記入してもらっている。
浦安市		○	登園届に記入してもらっている。		○	登園届に記入してもらっている。

登所・登園 許可証明書（千葉市版） R5.6 改訂

氏 名 _____

証明日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登所・登園してよいことを証明します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から療養開始

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登所・登園可

該当疾患 に○	疾 患 名	登所・登園停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻しん（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快※後1日を経過するまで ※ 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあること
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は7日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水 痘・帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登所登園可
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	手足口病	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	伝染性膿痂疹	患部を覆えれば登所登園可 覆えない時は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症（ _____ ）	

※ 保育所・保育園生活での注意事項

（ _____ ）

医療機関名

医 師 名

（作成：千葉市医師会、千葉市こども未来局幼保指導課）

臨時 登所・登園届 (保護者記入) R5.6改訂

この届は、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着くまでの、当面の間のみの適用とします

保育所(園)長宛

児童氏名 _____

- ・登所(園)の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、届の記入および提出をお願いします
- ・基準を満たしていないと判断した場合には、登所(園)をお断りすることがあります

該当疾患 に○	疾患名	登所・登園の基準 以下の基準に基づき、園と保護者で判断する
	A群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状がなく、園での活動に通常通り参加できること
	RSウイルス感染症	症状がでた日を0日目として、8日以上自宅療養し、咳等の症状がなくなり、園での活動に通常通り参加できること
	突発性発疹	解熱後24時間以上経過し、食欲があり、機嫌が良く、園での活動に通常通り参加できること
	伝染性紅斑 (りんご病)	食欲があり、機嫌がよく、園での活動に通常通り参加できること
	ヘルパンギーナ	解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること
	手足口病	解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること
	伝染性膿痂疹 (とびひ)	患部を覆えば登園可 覆えない時は、かさぶたがとれるまでは登園不可
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで(発症日: 月 日、解熱日: 月 日)

(医療機関名) _____ (年 月 日受診) において上記疾患と診断されました。登園の基準を満たしたので、 年 月 日より登園します。

用紙下部に日付及び保護者名の記入をお願いいたします。

【新型コロナウイルス】

- ・基準を満たしていないと判断した場合には、登所(園)をお断りすることがあります

登所・登園の基準 以下の基準に基づき、園と保護者で判断する	発症日等の確認方法	
該当に○	確認方法	
発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快 ^{※1} 後1日を経過するまで 発症日 ^{※2} : 月 日 症状軽快日: 月 日	①	病院を受診 医療機関名 _____ (年 月 日受診)
※1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。 ※2 発症日が不明の場合は陽性判明日を記入して下さい。	②	自身で抗原定性検査又はPCR検査を実施 (年 月 日検査)

登園の基準を満たしたので、 年 月 日より登園します。

年 月 日 保護者名 _____

(自署) _____

(作成: 千葉市医師会)

意見書(医師記入)

保育園・こども園 施設長殿

園児氏名 _____

病名	該当疾患に✓をお願いします
	麻疹(はしか)※
	風疹
	水痘(水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱(プール熱)※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症(O157, O26, O111等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日より登園可能と判断します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆様へ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行を出来るだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の提出をお願いします。

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この【意見書】を保育所に提出してください。

登園のめやす(医師が記入する疾患)

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	—	医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること。又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157, O26, O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

登園届 (保護者記入)

保育園・こども園 施設長殿

園児氏名 _____

病名	該当疾患に✓をお願いします
	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑(りんご病)
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス, ロタウイルス, アデノウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発疹

医療機関名 _____

【令和 ____年 ____月 ____日受診】において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので

令和 ____年 ____月 ____日より登園いたします。

____年 ____月 ____日

保護者名 _____

※ 保護者の皆様へ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行を出来るだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

登園のめやす

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後に1日間	抗菌薬内服後24時間～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

インフルエンザ経過報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。

こども家庭庁が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」では、お子さまができるだけ早く回復するとともに、周囲への感染拡大を防ぐため、登園のめやすを発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまでとしています。

インフルエンザと診断を受けた場合は、医師の指示のもと十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、お子さまが回復し登園する際には、保護者の方が下記の「インフルエンザ経過報告書」を記入し、施設に提出してください。

インフルエンザ経過報告書

1. 園児名： _____ 歳児クラス _____

2. 診断名：インフルエンザ（ A ・ B ）

※いずれかに○をつけてください。

3. 受診した医療機関名： _____

4. 受診日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5. インフルエンザ発症後の経過 ※ (1), (2) どちらも記入をお願いします。

(1) 発症から5日を経過した日

※発症日（0日目）は医師の指示のもと記入してください。

発症日＝0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

← 登園不可 → 登園可能

(2) 解熱から3日を経過した日 ※解熱日（0日目）は平熱に戻った日です。

解熱日＝0日目	1日目	2日目	3日目	4日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

← 登園不可 → 登園可能

(3) 登園可能日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※(1)(2)のうちの遅いほうが登園可能日です。

6. 特記事項（他の感染症の併発など）： _____

上記のとおり報告します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 _____

新型コロナウイルス感染症経過報告書の提出について

新型コロナウイルス感染症は、こども家庭庁が定める「保育所における感染症対策ガイドライン」では、お子さまができるだけ早く回復するとともに、周囲への感染拡大を防ぐため、登園のめやすを発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまでとしています。

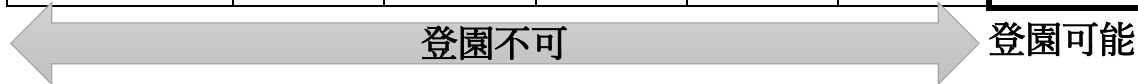
新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合は、医師の指示のもと十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、お子さまが回復し登園する際には、保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を記入し、施設に提出してください。

新型コロナウイルス感染症経過報告書

1. 園児名： _____ 歳児クラス
2. 診断名：新型コロナウイルス感染症
3. 受診した医療機関名： _____
4. 受診日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
5. 新型コロナウイルス感染症発症後の経過 ※(1), (2) どちらも記入をお願いします。
 (1) 発症から5日を経過した日

※発症日(0日目)は医師の指示のもと記入してください。

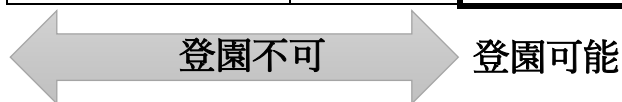
発症日=0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日



- (2) 症状軽快から1日を経過した日

※解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合です。

症状軽快日=0日目	1日目	2日目
月 日	月 日	月 日



※無症状の場合は、発症日を検体採取日と読み替えて、(1)のみご記入ください。無症状者は検体採取日から5日を経過するまで登園できません。

(3) 登園可能日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※(1)(2)のうちの遅いほうが登園可能日です。

6. 特記事項 (他の感染症の併発など)： _____

上記のとおり報告します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 保護者氏名 _____

習志野市登所・登園許可証明書（医師記入）

乳幼児が集団で生活を共にする施設においては、感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことが、大切です。下記の感染症にかかった場合には医師が証明する登所・登園許可証明書の提出をお願いします。

施設名 _____ クラス _____ 児童名 _____

該当疾患に ○	疾患名	登所・登園のめやす
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過していること
	風しん	発しんが消失していること
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂痂(かさぶた)化していること
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 等)	医師により感染のおそれがないと認められていること ※無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登所・登園可能である。
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること
	その他の感染性疾患() ※医師の意見を聞き集団発症や流行を防ぐ必要があると判断した感染症	

上記の疾患で、____年 ____月 ____日から療養中のところ、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断したので、____年 ____月 ____日より登所・登園してよいことを証明します。

____年 ____月 ____日 医療機関名

医師名

印

習志野市登所・登園届（保護者記入）

乳幼児が集団で生活を共にする施設においては、感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことが、大切です。下記の感染症にかかった場合には医師の診断に従い、登所・登園届を保護者の方が記載して提出をお願いします。

施設名 _____ クラス _____ 児童名 _____

該当疾患に ○	疾 患 名	登所・登園のめやす
	インフルエンザ(A・B)	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで(※) ◎発症した日 月 日 ◎解熱した日 月 日
	新型コロナウイルス 感染症	発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで(※) (症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸症状が改善傾向にあること) ◎発症した日 月 日 ◎症状軽快した日 月 日
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
その他、適切な対応が必要な感染性疾患		
※医師の意見を聞き集団発症や流行を防ぐ必要があると判断した感染症		
	伝染性膿痂疹(とびひ)	病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆う

(※)日数の数え方:発症、解熱、症状軽快した当日を0日とし、翌日から1日、2日…と数える

医療機関名 _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診)において上記の
診断を受けましたが、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、
_____ 年 _____ 月 _____ 日より 登所・登園いたします。

保護者名 _____